

2025年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

＜解答上の注意＞

1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題には、問題1（民法）、問題2（民事訴訟法）、問題3（商法）がある。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

以下の事実（１）から（４）を前提として、下記の〔問 1〕〔問 2〕〔問 3〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕〔問 2〕〔問 3〕は、それぞれ独立した問いとして解答すること。

解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- （１）2024年4月1日の時点で、Aは、岡山市北区に土地（甲）を所有しており、甲土地について、Aを所有者とする登記が行われていた。
- （２）同日、甲土地について、Aを売主、Bを買主、代金を1000万円とする売買契約（本件売買①）が、AB間で締結され、BからAに1000万円が支払われた。
- （３）同年5月1日、甲土地について、Bを売主、Cを買主、代金を1100万円とする売買契約（本件売買②）が、BC間で締結され、CからBに1100万円が支払われた。
- （４）同年6月1日、甲土地について、Aを売主、Dを買主、代金を1200万円とする売買契約（本件売買③）が、AD間で締結され、DからAに1200万円が支払われた。

〔問 1〕（30点）

Cは、甲土地を直接占有しているAに対して、甲土地の明け渡しを求めたいと考えている。このCのAに対する明渡請求は、何に基づく請求であるのかを明らかにしつつ、その当否を論じなさい。なお、甲土地の登記名義人は、Aである。

〔問 2〕（25点）

Cは、Aから引き渡しを受けて甲土地を直接占有しているDに対して、甲土地の明け渡しを求めたいと考えている。この明渡請求の当否を論じなさい。なお、甲土地の登記名義人は、Aである。

〔問 3〕（25点）

Cは、甲土地について、自己を所有者とする登記を実現したいと考えている。そのためCが、登記名義人であるA、および、本件売買②における売主Bの同意や協力を得ることなく依拠することができる方策について説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】

【事実】を読んで、[問 1] [問 2] に解答しなさい。

解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事実】

X（債権者）は、Y（債務者）を被告として、貸金債権 1000 万円（以下、「XY 債権」という）の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。口頭弁論期日において、Y は、① XY 債権は既に全額を弁済した、② 弁済の事実が認定されないとしても、自己（Y）が X に対して有する売買代金債権 1000 万円（以下、「YX 債権」）を自働債権として相殺する、という旨の陳述をした。

[問 1]（10 点）

裁判所が、①についての審理判断をする前に、②についての審理判断をすることは許容されるか。論拠を挙げて説明しなさい。

[問 2]（25 点）

審理の結果、裁判所は、「XY 債権は 1000 万円全額が存在するが、YX 債権は既に全額が弁済され、不存在である」という心証に達した場合に、裁判所がすべき本案判決の内容を示したうえで、その判決が確定したときに生ずる既判力の内容を説明しなさい。なお、相殺の適法要件は備わっているものとする。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題 3】

[問 1] [問 2] に解答しなさい。

解答は、【問題 1】【問題 2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

[問 1] (10 点)

会社法 314 条の説明義務が尽くされたか否かの判定基準はなにか。

[問 2] (25 点)

監査役を置く公開会社の A 株式会社の代表取締役 Y は、取締役会の承認を得ずに、株主も取締役も Y 一人の B 株式会社に対し、10 万円の貸付を行った。その後、返済期限到来前に B 社は倒産してしまい、A 社に 10 万円の損害が生じた。Y は A 社に対して、任務懈怠責任を負うか。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題1】 民法

- [問1] 不動産が転々譲渡された場合における、転得者と売主の前主との法律関係について問うものである。
- [問2] 不動産が転々譲渡された場合における、転得者と売主の前主からの買主との法律関係について問うものである。
- [問3] 不動産が転々譲渡されたものの売主の前主が登記名義人である場合において、転得者が自己名義の登記を実現する方策について問うものである。

【問題2】 民事訴訟法

訴訟上の相殺の抗弁に係る既判力の規律（民訴 114 条 2 項）についての理解を問う問題である。

【問題3】 商法

- [問1] 会社法 314 条の説明義務が尽くされたというえるために必要な説明の範囲を問うもの。下級審裁判例にあらわれた平均的株主基準の指摘が期待される。
- [問2] 会社法 356 条 1 項、365 条 1 項に違反した利益相反直接取引に基づく 423 条 1 項責任の成否を問うもの。423 条 3 項、428 条を踏まえたていねいな検討が期待される。